

氏名	糀谷 大和
博士の専攻分野の名称	博士（社会福祉学）
学位授与の日付	2016年3月19日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	介護福祉領域における鍼灸治療の認知度と活用の可能性

論文審査員	主査	教授	正野 知基
	副査	教授	渡邊 一平
	副査	教授	栗栖 照雄
	副査	教授	永見 邦篤
	副査	教授	今井 賢治（帝京平成大学）

論文内容の要旨

1. 研究の背景と目的

介護保険制度は、2000年の施行後改正を繰り返し2006年度には介護予防の概念が提唱された。介護予防では、下肢筋力低下による寝たきり防止や認知症予防が重要視された。筋力低下予防のために、トレーニングマシンを用いた機能訓練の効果についての報告は多数存在するが、代替法、併用および補完療法の報告は少ない。鍼灸治療は、医療分野では代替医療、補完医療として広く用いられ、世界保健機関（WHO）や国立衛生研究所（NIH）においても有効性が証明されていることから、機能訓練との併用あるいは代替法として有効であると考えられる。

本研究の目的は、介護福祉領域において鍼灸治療が代替法となるか、需要が存在するかを検討することであった。研究結果を総合して考察することにより、介護福祉領域における鍼灸治療の今後の活用方法や、認知度を高めるための方策の手掛かりを得ることができ、鍼灸治療が汎用性を持って介護福祉の現場で普及することの一助となると考えられる。

2. 研究方法

1) 鍼灸治療活用の現状に関する文献的検討

国立国会図書館サーチ（NDL Search）、国立情報学研究所（CiNii Articles）などを利用し関連論文を収集したうえで検討を加えた。

2) 介護保険制度における東洋医学の現状認識と資源としての可能性

（1）東洋医学的療法資格者に関する質問紙調査

T市内の居宅介護支援事業所、地域包括支援センターのケアプラン作成者51名を対象にして無記名式の質問紙を郵送し職員から回答を得た。

(2) 鍼灸治療効果に関する聞き取り調査

T市にあるK通所介護事業所利用者30名を対象にして利用者に関し聞き取り調査を行った。

3) 介護福祉領域における東洋医学的療法の認知度と活用の可能性

無作為抽出した、全国の通所介護施設管理者330名を対象にして、無記名式質問紙を郵送し回収を得た。

4) 通所介護施設における鍼治療とマシントレーニングの効果に関する介入研究

K介護リハビリセンター利用者23名(介入群)、K居宅介護支援事業所利用者7名(非介入群)の合計30名を対象とした。介入は2014年4月から7月にかけて、K介護リハビリセンターにおいて実施された。介入群はマシントレーニング群(11名)と、鍼治療群(12名)に本人の希望に基づいて分けられた。

マシントレーニング群は、レッグプレス、レッグエクステンション、ローイング、ヒップアブダクションを、週2回、3ヵ月実施した。鍼治療群では「粒鍼」を用いて、鍼灸師が経穴に週2回、3ヵ月間治療を行った。評価は、痛みの評価としてNRS(Numerical Rating Scale)、健康関連QOLの評価としてのSF-36®(MOS 36-Item Short-Form Health Survey)、また、筋力の評価としてトレーニングマシンに搭載されている自動筋力測定器による最大筋力値を用いて介入前後に評価した。

3. 結論と今後の課題

介護福祉領域で鍼灸治療を普及させるためには、ケアプランに鍼灸治療が記載され、鍼灸師が介護施設に雇用されることが望ましい。しかし現状では、ケアプラン作成者、通所介護施設管理者は鍼灸の名称は認識しているが、業務を完全に理解するには至っていない。また、通所介護施設管理者は、機能訓練指導員に該当しない鍼灸師の雇用に消極的であることが示唆された。

介護施設においては、非侵襲の粒鍼を用いて、利用者、施設関係者の鍼治療に対する抵抗感を少なくしつつ、利用者の保有疾患の疼痛軽減作用を与えることが可能であることが介入研究によって示された。また、粒鍼はセルフケアに用いることが可能なことから、介護保険施設において鍼治療の可能性を広めるひとつの手段と考えられた。鍼灸師立ち合いのもとで、利用者が粒鍼を用いてセルフケアを行い痛みの軽減を得ることにより、鍼治療の効果を介護保険関係者や利用者が認識することに繋がり、その認識が定着することにより、将来的に鍼灸師による豪鍼を用いた治療が介護施設に導入されるきっかけとなる可能性が示唆された。

本研究の結果を踏まえ、地域包括ケアシステムの基本理念である統合医療活用の実践、つまり鍼灸治療の実践が、介護保険認定者の保有疾患の痛みの抑制に寄与し、ADL、QOLの低下防止に役立ち、介護度の悪化を防ぎ、介護対策費の抑制にも繋がると提言する。

今後は、介護保険関係者の東洋医学的療法に対する認識をより包括的に検討するために、介護保険利用者の主治医として心身状態の管理を行う医師や、介護保険の被保険者となる65歳以上で現在介護保険を利用していない者の東洋医学的療法に対する意見を抽出することが必要である。さらに、今回粒鍼を用いて示唆されたマシントレーニングと鍼治療の機能訓練における効果の差異を、豪鍼や円皮鍼を用いてマシントレーニングと比較検討する必要があると思われる。また、豪鍼と粒鍼、粒鍼と円皮鍼の効果の差異も介入研究を通じて行うことも必要と考えられる。

論文審査結果の要旨

1. 論文の内容

介護福祉領域における鍼灸治療の認知度を高めるための方策や今後の活用方法を検討するため、ケアプラン作成者および通所介護施設管理者を対象にした東洋医学的療法と現状の機能訓練に対する認識調査、鍼灸治療やマシンを用いた機能訓練を行っている通所介護施設利用者を対象にした意識調査、通所介護施設利用者を対象にしたマシントレーニングと鍼治療の介入研究を行った。

その結果、以下のような知見（主なもの）が得られた。

- ①ケアプラン作成者および通所介護施設管理者は、鍼灸師、あま指師、柔整師の名称は高い確率で認知しているが、業務内容に関しては半数程度の理解しか有していなかった。
- ②介護施設への東洋医学的療法の導入は、利用者の健康管理に役立ち、施設の特長になるとするケアプラン作成者が多かった。通所介護施設では、採算が見込まれれば東洋医学的療法を導入することが利用者の健康管理に役立ち、施設の特長になるとする施設管理者が多いことが示唆された。
- ③マシントレーニングと鍼灸治療を併用することで、より高い疼痛抑制効果が得られていることから、利用者のADLおよびQOLの向上が期待できることが示唆された。
- ④粒鍼治療群は、マシントレーニング群、非介入群と比較して、有意な痛みの軽減が認められ、さらにQOLの評価において、体の痛み、全体的健康感、活力、日常精神機能の各下位尺度の項目で得点の有意な上昇が認められた。また、全ての下位尺度の項目で得点の上昇傾向が示された。

本研究によって得られた知見から、鍼灸治療の介護福祉領域での実践が、介護保険認定者の保有疾患の痛みの抑制に寄与し、身体機能および精神面も含めたADLとQOLの低下防止に役立ち、介護度の悪化を防ぎ、介護対策費の抑制にもつながることを提言した。

2. 評価

介護福祉の現場における鍼灸治療等の現状を調査によって明確にして詳細に示したこと、介入研究によって粒鍼治療の有効性を示したことは評価に値するが、実際に導入・活用される場面での多様なかわり方や目標達成までの段階について、さらなる論考が求められる。しかし、これらについては今後の課題とすることで研究のさらなる発展を期待することができ、本論文は一定の水準に達していることが認められた。

3. 口頭発表（公聴会）ならびに口頭試問の評価

公聴会における発表は、論文内容を明瞭に表現し、指定された時間内での報告が行われた。質問に対しては、一部不十分な点が認められたが、概ね的確に回答されていた。その後の、審査委員5名による専門委員会の口頭試問において「介入研究における被験者の等質性の担保について」、「研究の目的である介護福祉領域での鍼灸治療活用の可能性について」等の質問がなされたが、概ね的確に回答されていた。不十分であると認められた点については、最終的な論文の修正において対応するとした。

4. 審査結果

審査委員全員一致により、本論文は博士論文に値するものとされ、「合格」と評価された。